

# 令和8年度 大学院連合教職実践研究科 科目等履修生 出願要項

## 大阪教育大学大学院連合教職実践研究科

本学大学院では、本学在学生以外の方が特定の授業科目を履修資格の取得等をめざす科目等履修生（以下「履修生」という。）の制度があります。

履修生は、本学で開講する授業に支障を来さない範囲において選考の上、履修が許可されます。

### 1 履修及び在学期間

履修生の在学期間は、履修を許可した授業科目が開講される学期の終わりまでとします。

ただし、入学した年度の翌年度までの間で学期を空けずに継続して履修を希望する方は、追加で履修科目を申請し、学長の許可を受け、在学期間を延長することができます。

（追加履修に係る検定料及び入学料は、徴取しません。）

（注）本学では2学期4ターム制を導入しています。2学期4ターム制とは、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分け、各8週を1タームとして、1学期2ターム、年間4つのタームで授業を行う制度です。

学 期：前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～3月31日）

ターム：第1ターム（4月13日～6月11日） 第2ターム（6月12日～8月10日）

第3ターム（10月1日～12月1日） 第4ターム（12月2日～2月8日）

### 2 出願資格

履修生として出願するためには、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教員免許状を有する者（令和8年3月31日までに取得見込みの者を含む。）であって、次の（1）～（7）のいずれかに該当することが必要です。

教員免許状を有する者とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、もしくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者、又は現職教員等で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、もしくは養護教諭の二種免許状を有する者とします。

また、連合教職実践研究科スクールリーダーシップコース科目の履修を希望する者は、（1）～（7）のいずれかに加え、3年以上の勤務経験を有する現職教員等であることが必要です。

- (1) 大学を卒業した者（令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（令和8年3月31日までに授与される見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）及び外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- (4) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- (7) その他本学において履修生の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

注1) 出願資格（6）に該当する者は、次に掲げる者等です。

- ① 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で22歳に達した者
- ② 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭もしくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者
- ③ 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び3年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者

注2) 出願資格（7）に該当する者は、別途出願資格審査が必要な場合があるので、必ず第1次出願予定者は令和8年1月9日（金）まで、第2次出願予定者は令和8年6月26日（金）までに申し出て、出願資格の詳細を確認すること。

（※第1次、第2次出願期間については次項「3 出願期間等」を参照してください。）

注3) 「3年以上の勤務経験を有する現職教員等」とは、国公私立の幼稚園（幼保連携型・幼稚園型認定こども園を含む。）・小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校で現在勤務している常勤の方（任用の期限がある常勤講師は含まない。）又は都道府県もしくは市区町村の教育委員会及び国公立の教育センター等において指導主事として現在勤務している方で、令和8年3月31日までに3年以上の勤務経験を有する方とします。ただし、令和8年3月31日以前に退職する予定の方を除きます。

- ・1か月未満の場合は1か月として計算します。
- ・休職期間（育児休業、国際派遣等も含む。）は、経験年数に算入しません。
- ・経験年数は、入学願書の職歴欄により確認します。

### 3 出願期間等

第1次〔開講期を問わず年度内の大学院連合教職実践研究科開講科目が対象〕

令和8年2月12日（木）～2月18日（水）

第2次〔後期及び第3ターム、第4タームから開講される大学院連合教職実践研究科の科目が対象〕

令和8年7月27日（月）～7月31日（金）

※ 必ず出願期間開始日2週間前までに、本要項末尾に記載の問い合わせフォームより、教務課大学院室教職大学院係に相談してください。

※ 集中講義は日程にかかわらずすべて第1次出願期間での申請が必要です。

第2次出願期間には、集中講義による科目（及び集中講義を含む科目）の申請はできません。

### 4 出願手続

#### （1） 提出書類等

書類等	摘要	要
ア 科目等履修生入学願書	本学所定の様式を使用し、必要事項を記入したもの	
イ 最終出身校の卒業（修了）証明書	出願資格を確認できるもの 卒業（修了）予定者は、卒業（修了）見込証明書 出願時点で発行日が1年以内のものに限る	
ウ 最終出身校の成績証明書	出身大学の学長・学部長又は出身学校長が作成したもの 出願時点で発行日が1年以内のものに限る	

教育職員免許状 授与証明書 又は在職証明書	免許状の授与を受けた都道府県教育委員会が発行したもの 教育職員免許状取得予定者は、出願時に取得見込み証明書を提出し、 教育職員免許状取得後に教育職員免許状授与証明書を提出すること。 勤務経験を有する現職教員等は、教育職員免許状授与証明書に代えて在職証明書（様式自由）の提出が可能です。
才 選考結果通知用 封筒	あて先を明記した封筒 〔長形3号（約23×12cm）410円分の切手貼付〕
力 檢 定 料 等	<p><b>1 檢定料等</b> 検定料 9,800円 檢定料等支払い時に、別途、支払方法に応じたシステム利用料がかかります。 【検定料等支払いの受付期間】 第1次：令和8年2月4日（水）～令和8年2月18日（水） 第2次：令和8年7月21日（火）～令和8年7月31日（金）</p> <p><b>2 支払方法</b> クレジットカード、Pay-easyペイジー（ネットバンキング）、コンビニエンスストア、の利用が可能です。それぞれの詳しい支払方法や手続き・注意事項等は、別紙「大阪教育大学科目等履修生の出願と検定料支払について」でご確認ください。</p>

※ 9留意事項②の履修科目の追加の手続きは、追加願（本学所定用紙）とともに上記才の選考結果通知用封筒を、第2次出願期間中に提出してください。

## （2）提出方法

志願者は、出願書類等を一括し、出願期間中に下記窓口へ郵送してください。

なお、確実に書類受付期間中に届くように、書留速達郵便又はレターパックで郵送してください。

### 〔出願書類郵送先〕

大阪教育大学柏原キャンパス教務課大学院室教職大学院係  
〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

## 5 履修可能な開講科目・場所について

別紙「令和8年度連合教職実践研究科科目等履修生受講案内」を参照のこと。

## 6 選考

選考は、書類審査により行います。

ただし、出願科目によっては、面接を行う場合があります。

## 7 選考結果通知

選考結果は、郵送で通知します。

（第1次出願分については、令和8年3月末頃の予定、第2次出願分については9月末頃の予定です。）

## 8 入学料及び授業料

入学料及び授業料は、所定の期日までに納付してください。期日を過ぎても納付されない場合は、入学を辞退したものとみなします。（履修許可者には詳細を別にお知らせします。）

（1）入学料 28,200円

（2）授業料 1単位につき 14,800円

※授業料は、履修を許可された科目の総単位数分を納入してください。

（履修許可後の部分履修は認められません。）

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※上記記載の金額は、令和7年度入学者の金額であり、令和8年度入学者については変更される場合があります。

## 9 留意事項

出願に当たっては、次の留意事項を熟知しておいてください。

- ① 履修生が入学した年度内に履修することができる科目的合計単位数は、**8単位以内**です。
- ② 第1次出願期間に出願し、入学を許可された者が、第2次出願期間で履修科目を追加する場合、第1次出願期間で、履修を許可された科目的単位数と合わせ、**8単位まで**出願することができます。
- ③ 上記①ただし書きにより翌年度に継続して追加履修できる科目的合計単位数は、上記①②を準用し、**8単位以内**です。
- ④ 集中講義は日程にかかわらずすべて第1次出願期間での申請が必要です。第2次出願期間には、集中講義による科目（及び集中講義を含む科目）の申請はできません。
- ⑤ 定員等の関係により履修を許可されない科目がありますので、履修科目的選択については、別紙受講案内を参考としてください。
- ⑥ 履修を許可された授業科目であっても、本学大学院学生の受講がない場合は、不開講となりますので、あらかじめご承知おきください。
- ⑦ 集中講義日程については、授業開講日程が出願時には未定です。入学許可後に日程が決定するため、受講できない等の不利益が生じても、入学料及び授業料の返還はできませんので、あらかじめご承知おきください。
- ⑧ 履修した授業科目について試験等を受け合格した者には、本学研究科の議を経て、所定の単位が付与されます。前期、第1ターム及び第2ターム開講科目的単位認定時期は9月頃、後期、通年、第3ターム及び第4ターム開講科目的単位認定時期は3月頃です。（集中講義は実施時期によりいずれかの時期に単位認定されます。）
- ⑨ 上記⑧で認定された単位については、履修生からの請求により、単位修得証明書を交付します。
- ⑩ 履修生は、図書館など本学施設等を利用することができます。
- ⑪ 履修生は、通学定期券購入など学生割引の適用が受けられません。
- ⑫ 本学キャンパスにおける通学のための車両入構に関しては、許可が必要です。特に、天王寺キャンパスでは原則として車・バイクでの通学は認めていません。障がい・病気等の理由で希望する方は出願前に本要項末尾の問い合わせ先までご相談ください。
- ⑬ 履修生が退学しようとする場合は、理由を付して学長に願い出てください。
- ⑭ 本学のすべての在学生（学部、大学院、専攻科の学生及びそれらの入学予定者）は、出願できません。
- ⑮ 日本国籍を有しない者で、本学履修生として在学することで、在留資格の「留学」を取得しようとする方は、出願できません。
- ⑯ 大学院連合教職実践研究科の履修生を志願する者は、本学の教育学部又は大学院教育学研究科の履修生を志願し、重複して出願することはできません。
- ⑰ 現に在職中の者は、入学及び修学に支障を来たさないよう勤務先の承諾をとっておいてください。
- ⑱ 教員免許状の取得を目的とする場合は、事前に授与権者（各都道府県教育委員会）に必要とする科目及び単位等を確認しておいてください。
- ⑲ 既納の検定料、入学料、授業料及び提出書類は、返還できません。ただし、次の場合は、所定の手続きを経て、返還します。
  - ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合、又は出願資格を有していないため出願書類が受理されなかった場合
  - イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
  - ウ) 上記⑧の入学手続後、特別な事情により、所定の期日までに本学への入学を辞退し、入学辞退手続が完了した場合の授業料
- エ) 上記⑥により不開講となった科目的授業料及び当該科目的他に履修が認められた科目的ない場合の検定料・入学料

上記ア)～ウ)に該当する場合は、お問い合わせください。  
なお、ア)～ウ)の返還に係る振込手数料は請求者の負担です。  
また、返還請求には領収書、明細票等の支払いを確認できる書類が必要となりますので必ず保管しておいてください。クレジットカードで支払った場合は、入金確認メールを印刷したものでも構いません。

- ㉐ 履修者は、授業料のほか、必要に応じて教材費その他の受講に必要な費用を負担していただきます。
- ㉑ 本学では、ノートパソコンを必携としているため、授業内で使用することがあります。
- 履修に伴い必要となった場合は、各自で準備してください。
- ㉒ 学則及び学内諸規程に違反する行為があった場合は、履修の許可を取り消します。
- ㉓ 障がい又は病気その他の理由で、受験上の配慮を希望する方は、出願期間までに教務課大学院室教職大学院係へご相談ください。  
(本学は障がい学生修学支援ルームを設置しています。本ルームは入学後に修学上の配慮を希望する方の事前相談にも応じています。その場合は、障がい学生修学支援ルーム[TEL : 072-978-3479  
E-mail : sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp 受付時間：平日8時30分～17時15分]までお問い合わせください。)

### 問い合わせ先

大阪教育大学学務部教務課大学院室教職大学院係

受付時間：平日8時30分～17時15分

TEL : 072-978-3963

E-Mail : rengo@cc.osaka-kyoiku.ac.jp



### 問い合わせフォーム

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/class/kenkyu-kamokutou2.html>